

## 令和4年第1回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和4年1月25日(火)  
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時40分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(12人)  
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糀田 幸雄 ④徳和 己嗣  
⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子  
⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(0人)
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(1人)  
⑬三宅 一徳
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(11人)  
⑭榊谷 武史 ⑮岡田 信夫 ⑯村田 清二 ⑰岡田 耕一  
⑱森田 三男 ⑲悦永 秀雄 ⑳南 邦夫 ㉑芝田 俊幸  
㉒稲農 幹夫 ㉓瀬戸 明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、後石原次長
- 8 付議案件
  - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (3) 農用地利用集積計画について
  - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 3番 糀田委員 8番 高田委員
- 10 会議の結果  
議案3件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要  
事務局長 それでは、ご案内の時間より少し早いんですが、皆さんご出席ですので、ただいまから羽咋市農業委員会第1回総会を開催いたします。  
ただいまの出席は全員でございまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき全員が出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。  
コロナ禍でまん延防止状態になっておりますので、少しでも会議を早く進めたいということで、会長の挨拶は割愛させていただきます。  
それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。
  - ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - ・議案第3号 農用地利用集積計画について
  - ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてとなっております。  
なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお

願いたします。

議 長

では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、3番 糺田委員、8番 高田委員を指名します。  
よろしくお願いたします。

では、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」  
を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

皆様、お疲れさまです。

それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」  
を審議いたします。

議案書2ページのほうをご覧ください。

整理番号1番です。

申請地につきましては〇〇町の田2筆、畑2筆の合計4筆で、面積が  
4,503㎡となっております。

位置図につきましては、3ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、贈与による所有  
権移転となっております。

譲受人の経営面積は74aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たして  
おります。

また、生産組合の同意を得ております。

続いて、整理番号2番です。

申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積が464㎡となっております。

位置図につきましては、4ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所有  
権移転となっております。

譲受人の経営面積は64aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たして  
おります。

生産組合の同意を得ております。

以上です。

議 長

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員

田んぼ2筆、畑2筆で、〇〇町内の譲渡人、〇〇さん、譲受人、〇〇さ  
ん、両名に確認を取ってまいりました。

〇〇さんの息子さんがかちょっと農業に目覚めて今からやろうとしとる  
ということで経営規模の拡大ということで、現地も確認しましたけれど  
も、ちょっと雪あって分かりませんでしたけど、大丈夫やと思います。

以上です。

議長 続きますで、整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 昨日、一応現地を確認してきました。雪は少々あったんですけども、現状は粗起こしをされておまして、管理状況良好でありました。

田んぼの周りですけれども、農道、それから水路、そういったところに囲まれておまして、水路につきましてはU字側溝も整備されておりますので、特段支障はないというふうに思っています。

以上です。

議長 ありがとうございます。

整理番号1番、2番とも担当委員さんにご異議なしということですが、ほかに何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。

議案書5ページのほうをご覧ください。

整理番号1番。

申請地につきましては〇〇町の畑1筆で、面積が83㎡となっております。

位置図につきましては、6ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

転用目的といたしましては、譲受人の駐車場用地にするための申請となっております。

申請地につきましては、農振地域外で第1種住宅の用途に指定される都市計画区域にあり、規則第44条第3号に該当する第3種農地と判断いたします。

続いて、整理番号2番。

申し訳ありません。これ、1、1となっておりますけれども、2の間違いです。申し訳ありません。

申請地につきましては〇〇町の田1筆で、面積が273㎡となっております。

位置図につきましては、7ページのほうをご覧ください。

譲渡人（貸人）及び譲受人（借人）につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

転用目的といたしましては、譲受人の自己住宅用地にするための申請となっております。

申請地につきましては、都市計画区域にある住宅が多い集落内の農振区域外に位置しております。集落外の周辺は10ha以上の農地が広がっている第1種農地と判断いたします。

また、住宅その他申請にかかる土地周辺の地域におかれましては、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して行うことから第1種農地ですが、転用許可もやむを得ないと判断いたします。

生産組合、土地改良区の同意を得ております。

以上です。

事務局長 ちよっと訂正です。農振区域外ではなくて、農用地区域外です。農振地域ではありますが、農用地区域、青地ではないということでございます。

議長 では、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇さん。

担当委員 〇〇さんに会ってきました。この譲受人の〇〇というのは、この申請地の土地のすぐ隣に建っておる〇〇です。そこの駐車場としたいということでした。

現地も確認しましたけれども、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、整理番号2番、事務局、お願いします。

事務局 譲受人、また譲渡人の確認を取っております。

譲受人につきましては貸借ということで、今アパートに住んでおりますが、将来的に家族も増えるということで、この申請地のほうに申請を出しておるということで、特に問題がないということ聞いております。

以上です。

議長 整理番号1番、2番とも担当委員はご異議なしということですが、何かほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 「議案第2号」はご異議なしと認めてよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第2号」はご異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第3号 農用地利用集積計画について」でございます。議案書は8ページのほうをご覧ください。

利用権設定の概要につきましては、10ページ以降をご覧ください。

ここで訂正が1つあります。

14ページのほうをご覧ください。

利用権設定等の一覧表でNo.39につきましては、個人の方から都合により  
取下げの要望がありましたので、報告をいたします。

変更につきましては、順番に説明をしていきたいと思っておりますので、よろ  
しくお願いいたします。

今回の田52筆となっておりますけれども、51筆の設定があります。合計  
面積は104,931㎡となっております。

利用権設定の概要、10ページのほうをご覧ください。

田「106,302㎡」となっておりますが、こちらのほう、「104,931㎡」に  
変更をお願いします。

そして、利用権設定の右端のほうに10年以上、「102,542㎡」となっ  
ておりますが、「101,171㎡」に変更をお願いいたします。

貸し手農家が「38件」のところを「37件」、借り手農家「12件」の  
ところを「11件」に変更をお願いいたします。

合計につきましても、面積の計が104,931㎡、5年は変わらず3,760㎡、  
10年以上につきましては101,171㎡。貸し手農家37件、借り手農家11件と  
なりますので、変更のほうをよろしくお願いいたします。

続いて、各筆の明細一覧につきましては議案書11ページから14ページの  
ほうをご覧ください。

申請件数は38件で、新規設定が31筆、再設定が20筆となっております。

なお、議案書14ページ、No.36からNo.39のうち、No.39は取下げとなりま  
したので、No.36からNo.38までは農地中間管理機構を利用した集積計画一括方  
式による設定となっております。

そして、全ての案件が農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要  
件を満たしております。

以上です。

議 長 ただいま事務局より説明が終わりました。何か「議案第3号」について  
ご意見があればお願いいたします。

全 委 員 なし。

議 長 「議案第3号」について、原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり承認することに決  
定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」  
を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につ  
いて」でございます。

議案書15ページをご覧ください。

解約される農地につきましては5筆で、面積の合計が10,130㎡となっ  
ております。対象地、貸付人、借受人及び解約の概要につきましては、議案  
書に記載のとおりとなっております。

以上です。

議長 ただいま「報告第1号」について事務局より説明がありました。これについても何かご意見があればお願いいたします。

全委員 なし。

議長 なければ、報告第1号は報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の全議案の審議が終了しました。

ご意見がなければ、一旦閉会をし、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人